

令和3年3月農業委員会総会議事録

日 時 令和3年3月29日（月曜日）議事開始 午前 8時46分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優
田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子
吉留 律子 土器 三紀夫 吉田 尚美 伊地知トシ子
高谷 千代子 杉元 義男 永前 茂則 増田 賢造
中津 ゆみ子

欠席委員

【推進委員】 宮田 吉人

事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 鳥澤 庄司
農地調整係長 川上 大輔 農地調整係主査 大園 あけみ
農地調整係主任主事 松下 理恵 農地調整係主事 池田 哲也

議 題

- 報告第25号 農地等の合意解約について
- 報告第26号 農用地利用配分計画について
- 報告第27号 事業計画変更申請の取下げについて
- 報告第28号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
- 議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第71号 農地法第3条の規定による別段面積（下限面積）の
設定について
- 議案第72号 農用地利用集積計画について
- 議案第73号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第75号 非農地証明願いについて

事務局長　それではただいまから令和3年3月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長　【あいさつ・・・】

尾山議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。宮田委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は27人で定足数に達しております。

尾山議長　これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、下原委員と前原委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第25号から報告第28号及び議案第70号から議案第75号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

尾山議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第25号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　それでは、報告第25号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は17件でございます。2ページをご覧ください。

令和3年3月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号2番につきましては、他の担い手に貸借予定のため、解約するものでございます。

整理番号3番から8番につきましては、令和3年2月総会議案65号に関連する案件でございます。

整理番号11番及び12番につきましては、他の担い手に貸借予定のため、解約するものでございます。

整理番14番につきましては、所有者にて耕作するため、解約するもの

でございます。

整理番号15番及び17番につきましては、他の担い手に貸借予定のため、解約するものでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第26号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第26号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和3年3月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計23件98筆110,324㎡となっております。詳細につきましては、4ページから13ページに記載のとおりでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第27号「事業計画変更申請の取下げについて」、報告第28号「農地法第5条許可申請の取下げについて」事務局から一括して説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 報告第27号「事業計画変更申請の取下げ」及び報告第28号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ」について、一括してご説明いたします。14ページをご覧ください。最初に報告第27号「事業計画変更申請の取下げ」について、ご説明いたします。取下げ件数は1件です。この案件につきましては、令和2年5月総会にて、太陽光発電施設として農地法5条の売買に伴う所有権移転で皆様にご審議いただき、令和2年7月

29日許可となった案件を、令和2年9月総会において、事業実施主体の変更に伴う事業計画変更申請と、これに伴う農地法第5条での地上権設定の申請があり、再度ご審議いただき、許可相当として県に意見書を付して進達した案件ですが、令和3年3月11日付けで令和2年9月総会審議分の事業計画変更と農地法第5条による地上権設定について取下願が提出されました。取下の理由につきましては、事業計画の変更が生じたためとのことです。取り下げる事業計画変更の内容についてご説明します。15ページから16ページをご覧ください。譲受人が譲渡人より事業を引き継ぐ旨の事業計画変更申請でございました。この事業計画変更申請を取り下げるとの事でございます。

続きまして報告第28号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ」17ページをご覧ください。先程の事業計画変更申請取下に伴う地上権設定申請の取下1件となります。18ページから22ページをご覧ください。先程の事業計画変更申請取下同様、令和2年9月総会の際の地上権設定の申請を取下げる内容となります。事業を引き継いだ譲受人が譲渡人の転用許可を受けた土地で事業を行うため、更に農地法第5条による地上権設定を行う旨の申請でした。こちらの農地法第5条申請も併せて取下げとなります。15ページ及び16ページを再度ご覧ください。この事業計画変更申請と農地法第5条の規定による許可申請を取下げることにより、事業を引き継ぐことと、それに伴う地上権設定を行わないこととなります。その結果、表中下段の譲渡人への農地法第5条による転用許可の状態に戻ります。以上が事業計画変更申請取下についての説明となります。尚、今後の予定につきましては、現在検討中との事でございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。23ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転8件、貸借5件の合計13件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略ご説明いたします。また、議案中の受人の年齢が記載されていない案件につきましては、相続人からの申請となります。まず、所有権移転からご説明いたしますので24ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、835㎡の贈与です。こちらは備考欄に記載がありますが、3条貸借整理番号1番及び2番と関連になります。権利取得後の経営面積が5,248㎡となる事から下限面積の要件を満たしております。

整理番号2番、田1筆、456㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田1筆、330㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。25ページをご覧ください。

整理番号4番、田2筆、2,348㎡の贈与です。

整理番号5番、25ページから26ページをご覧ください。畑2筆、3,762㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、畑3筆、2,619㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。27ページをご覧ください。

整理番号7番、田4筆、1,009㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。杉元委員の掘起しです。28ページをご覧ください。

整理番号8番、田4筆、2,528㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。所有権移転につきましては、以上となります。続きまして、貸借についてご説明いたしますので29ページをご覧ください。

貸借整理番号1番、田1筆、畑1筆、計2筆1,755㎡の使用貸借

です。

整理番号2番、25ページから26ページをご覧ください。田2筆、畑1筆、計3筆2,068㎡の使用貸借です。

整理番号3番、田1筆、1,711㎡の賃貸借です。

整理番号4番、30ページから32ページをご覧ください。田7筆、5,021.5㎡の賃貸借です。

整理番号5番、32ページから34ページをご覧ください。田13筆、3,652.31㎡の賃貸借です。以上、所有権移転8件、貸借5件、計13件です。以上、皆様のご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第70号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきます。整理番号1番の土地及び「受人」の確認を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておられません。農地の形状もあまり良くありません。周辺は田と山林に接しております。日照・接道・用排水は良好です。農地の作付け状況は、今までは水稻を作付けされていましたが、昨年の水害で土砂が堆積して、現在、災害工事中で今年の作付けに間に合うか、どうかはつきりしない状況でございます。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。渡人との関係は親戚です。後継者はおりません。権利取得後は、水稻を作付けされるとの事です。地域との調和については、所有農地の畦畔の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を岩屋委員にお願い

します。

岩屋委員 議長。

尾山議長 岩屋委員。

岩屋委員 整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておりませんが、農地の形状は良好です。周辺は北・東側は宅地、西・南側は道路に接しています。日照・接道・用排水は良好です。受人の自宅近くにあり、権利取得後は、飼料作物を作付けするとの事でございます。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作・繁殖牛・きんかんの複合経営の専業農家です。今度、農業高校に行く後継者もいます。所有農地の畔や水路の管理など行き届いており、地域の奉仕作業にも積極的に参加するなどしている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号3番の土地を中津委員に、申請人「受人」の確認を赤川委員にお願いします。まず、中津委員にお願いします。

中津委員 議長。

尾山議長 中津委員。

中津委員 それでは整理番号3番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおりませんが、農地の形状は良好です。周辺は水田に接しています。日照・用排水は良好ですが、接道はないので不良です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 それでは、整理番号3番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、受人は〇〇自治会在住でオリーブ主体の市の認定法人の代表者で専業農家です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いて

いる事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願
いいたします。

尾山議長 次に25ページの整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を福迫
委員にお願いします。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内
にあります。基盤整備済みで周囲も基盤整備済みの水田地帯です。日照・
接道・用排水は良好です。農地の状況は水稻が作付けされていました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自
治会で稲作主体の兼業農家です。受人は兼業農家ですが、営農にも一生懸
命に取り組んでおり、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題
ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願います。

尾山議長 次に整理番号5番の土地を田中委員に、申請人「受人」の確認を竹下会
長代理にお願いします。まず、田中委員にお願いします。

田中委員 議長。

尾山議長 田中委員。

田中委員 それでは整理番号5番の農地について、ご報告いたします。申請農地
は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおりませんが、農地の形状
は良好です。周辺は、山林と宅地、道路に接しています。日照・接道・排
水は良好です。農地の状況は、何も作付けされていませんが、耕起されて
いました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 それでは、整理番号5番の受人について、ご報告いたします。受人の
営農状況は、〇〇自治会で露地野菜主体の兼業農家です。渡人との関係は
親戚との事です。後継者はいらっしゃいます。権利取得後は、露地野菜を

作付けするとの事です。地域との調和につきましては、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に26ページの整理番号6番の土地を山下委員に、申請人「受人」の確認を高谷委員にお願いします。まず、山下委員にお願いします。

山下委員 議長。

尾山議長 山下委員。

山下委員 それでは整理番号6番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおらず、農地の形状も不良です。農地の状況は、60年以上の杉の木が100本以上植林されており、畑の区別ができない状況です。周辺は、山林に囲まれています。排水は不良ですが、日照・接道は良好です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に高谷委員にお願いします。

高谷委員 議長。

尾山議長 高谷委員。

高谷委員 それでは、整理番号6番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で露地野菜・養豚・養鶏の複合経営の市の認定を受けた法人の代表者で後継者はいらっしゃいます。権利取得後は、山林を伐採して畑に復元した後で露地野菜を作付けするとの事です。地域との調和につきましては、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に27ページの整理番号7番の土地及び申請人「受人」の確認を杉元委員にお願いします。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 整理番号7番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲も基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。基盤整備済みですが、農地の形状はあまり良く

ありません。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。権利取得後は、水稻を作付けされることの事です。受人は兼業農家ですが、営農にも一生懸命に取り組んでおり、所有農地の畦畔や用水路の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に28ページの整理番号8番の土地を谷口委員に、申請人「受人」の確認を土器委員にお願いします。まず、谷口委員にお願いします。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 それでは整理番号8番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は現在造成中でございます。農地の良好でございます。周辺一帯は基盤整備の造成中でございます。現在、用水のパイプラインを工事中です。日照・接道・用排水は良好です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に土器委員にお願いします。

土器委員 議長。

尾山議長 土器委員。

土器委員 それでは、整理番号8番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。権利取得後は、水稻を作付けするとの事です。地域との調和につきましては、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に29ページの貸借整理番号1番と2番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 それでは、貸借整理番号1番及び2番について、受人が同一のため、

一括してご説明いたします。整理番号1番及び2番の農地は、〇〇自治会内になります。まず、整理番号1番の農地について、ご報告いたします。水田部分は全部昨年の水害で現在、災害工事中でございます。それまでは、水稲及び飼料稲など飼料作物を作付けしていました。農地の状況は田と山林に接しています。基盤整備はされておらず、農地の形状は良くありませんが、日照・接道・用排水は良好です。受人と渡人の関係は親戚です。

続いて、受人についてですが、所有権移転整理番号1番でご報告いたしましたので割愛いたします。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

次に貸借整理番号2番の農地について、ご報告いたします。こちらも水田部分は昨年の水害で現在、災害工事中でございます。それまでは、水稲及び飼料稲など飼料作物を作付けしていました。また、畑部分は菜園として、利用されています。畑部分は周囲が山林のため、日照が不良ですが、その他については、日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人についてですが、所有権移転整理番号1番でご報告いたしましたので割愛いたします。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に30ページの貸借整理番号3番の土地を稲田委員に、申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いします。まず、稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 それでは貸借整理番号3番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。接道はありませんが、農地の形状・日照・用排水は良好です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に福迫委員にお願いします。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 それでは、貸借整理番号3番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会在住の稲作主体の兼業農家です。地域との調和につきまして受人は兼業農家ですが、営農にも一生懸命取り組まれており、

所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。
皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に貸借整理番号4番と32ページの貸借整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いします。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 それでは、貸借整理番号4番及び5番の受人は同一であるため、一括してご報告いたしますが、整理番号5番の受人の説明は割愛いたします。

最初に貸借整理番号4番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。字〇〇の3筆は、基盤整備はされておらず、農地の形状は台形です。農地の状況は、北側が市道、東側が水田、南側が山林、西側が宅地となっており、日照は一部不良ですが、接道・用排水は良好です。続いて、字〇〇の10筆は基盤整備されていませんが、形状は良好です。接道はありませんが、貸借整理番号5番の字〇〇の農地からいけるので問題ありません。農地の状況は、南側が山林で一部日照不良ですが、残りは水田に接しています。用排水は良好です。全て耕起されてきました。

続いて、受人につきまして、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。後継者はいます。権利取得後は加工用米を作付けするとの事でした。地域との調和につきましては、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

次に貸借整理番号5番の農地について、ご報告いたします。字〇〇と字〇〇の各1筆は貸借整理番号4番の字〇〇の農地と1枚の農地になってきました。字〇〇の1筆は、基盤整備はされておらず、農地の形状は良くありません。北・東側が山林で西側が河川・山林で南側は農地に接しています。少し日照は不良です。接道・用排水は良好です。字広畑の農地3筆は、基盤整備はされていませんが、農地の形状は良好です。3筆が

1枚の水田になっています。西側に山林がありますが、日照は概ね良好です。接道・用排水は良好です。受人は貸借整理番号4番の受人と同一のため、報告は割愛いたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計13件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第70号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第70号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第71号「農地法第3条の規定による別断面積(下限面積)の設定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長補佐 議長。

尾山議長 局長補佐。

局長補佐　それでは議案71号についてご説明いたします。農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積要件は、旧農地法では、都道府県は一律50アールとなっていました。農地法の平成21年改正により、農業委員会単位で下限面積の設定が可能となりました。えびの市では、市外からの移住・定住促進、新規就農促進を積極的に取り組む方針であり、その一環として、新規就農希望者が農地の取得の際の条件緩和策として、農地法施行規則第17条第2項に基づく別段面積を平成28年4月から設定し運用しているところですが、国から通達により毎年検討することとなっていることから今回議案として提出いたしました。27ページをご覧ください。

農業振興地域を基準にした設定案について、農業振興地域内の農用地については50アール、それ以外の地域が10アール、空き家に附属した農地に限定した設定案については指定を受けた農地が1アール、これは最小整数値を示すもので1アール未満を含みます。

別紙資料1の1ページをご覧ください。下限面積の検討の経緯でございます。②に記載していますが、農地の遊休化が深刻で農地に関する取得に際する下限面積要件の弾力的な運用により、農地の保全及び有効利用を図る事が困難であると判断しまして、平成28年4月より別段面積を設定しております。2ページをご覧ください。

下限面積を下げる場合の利点及び欠点となります。利点としましては、農地の権利設定等がしやすくなるという事です。欠点としましては、認定農業者等への農地の集積が阻害される事と財産取得目的の案件が増える事となります。3ページをご覧ください。

農林センサスでの経営面積別世帯数です。農地法施行規則第17条第1項第3号に「農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであることと規定されていますので50a

以下の割合が41.84%なので基準を満たしています。農林センサスにつきましては、今年度実施されましたが、今年度の結果の公表は今年の11月頃との事なので来年の検討に、結果が反映されます。

4ページをご覧ください。県内の状況です。以上、ご審議方よろしくお願ひします。

尾山議長 　ただ今、事務局より説明がありました。これより議案第71号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

増田委員 　議長。

尾山議長 　増田委員。

増田委員 　令和3年度から令和4年度に掛けて、農業振興地域の見直しが始まりこの件に関しまして、農業委員会も関与すると思いますが、その他に地権者や自治会なども関与できるのか、これは畜産農政課になると思いますが、お聞きします。あと、もう一点は設定根拠の理由に山間地域での遊休農地対策が記載されていますが、山間地域での設定はどうされるのか、二点お聞きします。

局長補佐 　議長。

尾山議長 　局長補佐。

局長補佐 　ただいま、増田委員のご質問がございましたのでお答えいたします。まず、農振の見直しの件につきましては、先月、2月総会で畜産農政課農政企画課より農振の全体見直しについて、説明がございましたが、先ほど増田委員が言われた自治会や所有者の意向につきましては、農政企画係に要望していただければと思います。もう一点の山間部の区域設定につきましては、区域設定の境界付近での取り扱いで苦情等予想されますので市で設定されている農業振興地域内農用地とそれ以外で設定しているところがございます。山間部の集積は、むずかしいところもございますので農振の見直しで農用地になっているところを白地にするなどしていただければと思います。以上です。

増田委員 　議長。

尾山議長 　増田委員。

増田委員 次回、4月総会で畜産農政課農政企画係を総会にもう一回呼んでもらってよろしいでしょうか。

局長補佐 議長。

尾山議長 局長補佐。

局長補佐 ただいま、増田委員からご要望がありましたので議案以外の案件の所で畜産農政課農政企画係にご出席頂いて、再度、全体見直しについて、説明していただくようお願いしたいと思います。以上です。

尾山議長 増田委員、よろしいですか。

増田委員 はい。

尾山議長 事前に増田委員からご要望がございましたので事務局で今後どうしたらいいか、協議していただきましたので次回総会で畜産農政課に出席をお願いしたいと思います。他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第71号は原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。ここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に議案第72号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第72号「農用地利用集積計画について」ご説明の前に、1点議案書の訂正をお願いいたします。議案書65ページから66ページをご覧ください。

利用権設定整理番号23番の賃貸料の欄に、10aあたり〇〇円の記載

がございますが、正しくは総額〇〇円でしたのでご訂正していただきますようお願いいたします。

それでは議案第72号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。38ページをご覧ください。今月の計画件数は所有権移転11件、利用権設定37件、合計48件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業は14件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。はじめに所有権移転関係につきまして、ご説明いたします。39ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、2, 273㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、39ページから40ページをご覧ください。田4筆、1, 621㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田2筆、1, 331㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。41ページをご覧ください。

整理番号4番、田1筆、804㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、41ページから42ページをご覧ください。畑3筆、3, 139㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。

整理番号6番と7番は関連がありますので合わせてご説明いたします。整理番号6番畑2筆275㎡と整理番号7番畑1筆275㎡の交換です。43ページをご覧ください。

整理番号8番、田2筆、3, 509㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。尾山会長の堀起しです。

整理番号9番、畑1筆、4, 424㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。44ページをご覧ください。

整理番号10番、田1筆、1, 160㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号11番、田1筆、1, 739㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。以上、所有権移転11件です。続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。なお、使用貸借については賃貸料の記載が空欄となりますのでご了承ください。45ページをご覧ください。

整理番号1番、畑4筆、43, 537㎡の賃貸借です。46ページをご覧ください。

整理番号2番、田2筆、3, 612㎡の賃貸借です。

整理番号3番、田1筆、1, 536㎡の賃貸借です。47ページをご覧ください。

整理番号4番、田1筆、2, 431㎡の使用貸借です。

整理番号5番、田1筆、303㎡の使用貸借です。

整理番号6番、田1筆、440㎡の使用貸借です。48ページをご覧ください

整理番号7番、田1筆、2, 158㎡の賃貸借です。

整理番号8番、田1筆、1, 582㎡の賃貸借です。

整理番号9番、48ページから53ページをご覧ください。田17筆、畑1筆、計18筆12, 240㎡の賃貸借です。

整理番号10番、53ページから54ページをご覧ください。田7筆、9, 344㎡の賃貸借です。55ページをご覧ください。

整理番号11番、田1筆、1, 366㎡の賃貸借です。

整理番号12番、田1筆、262㎡の使用貸借です。

整理番号13番、55ページから56ページをご覧ください。田2筆、955㎡の賃貸借です。

整理番号14番、田1筆、3, 588㎡の賃貸借です。

整理番号15番、56ページから58ページをご覧ください。田3筆、畑3筆、計6筆5, 598㎡の賃貸借です。

整理番号16番、田1筆、2, 535㎡の賃貸借です。

整理番号17番、58ページから60ページをご覧ください。田5筆、畑1筆、計6筆2, 139㎡の賃貸借です。

整理番号18番、60ページから61ページをご覧ください。田3筆、畑2筆、計5筆3, 907㎡の賃貸借です。

整理番号19番、61ページから62ページをご覧ください。田1筆、畑2筆、計3筆1, 839㎡の賃貸借です。

整理番号20番、田2筆、1, 067㎡の賃貸借です。63ページをご覧ください。

整理番号21番、63ページから64ページをご覧ください。田6筆、5, 008㎡の賃貸借です。

整理番号22番、64ページから65ページをご覧ください。田4筆、2, 177㎡の賃貸借です。

整理番号23番、65ページから66ページをご覧ください。田6筆、7, 461㎡の賃貸借です。67ページをご覧ください。

整理番号24番から同37番までは農地中間管理事業ですので、その旨の説明は省略させていただきます。なお、借受人の経営面積欄の記載は中間管理機構が借り受けて利用配分計画の配分先が未入力となっている面積がシステム上表示されてしまうものですのでご了承ください。

整理番号24番、田2筆、951㎡の賃貸借です。

整理番号25番、67ページから68ページをご覧ください。田3筆、7, 068㎡の賃貸借です。

整理番号26番、畑1筆、2, 201㎡の賃貸借です。

整理番号27番、畑1筆、5, 050㎡の賃貸借です。69ページをご覧ください。

整理番号28番、田2筆、2, 385㎡の賃貸借です。

整理番号29番、田1筆、3, 448㎡の賃貸借です。70ページをご覧ください。

整理番号30番、田2筆、1, 983㎡の賃貸借です。

整理番号31番、70ページから71ページをご覧ください。田2筆、2, 898㎡の賃貸借です。

整理番号32番、田1筆、1, 888㎡の賃貸借です。

整理番号33番、71ページから72ページをご覧ください。田2筆、5, 622㎡の賃貸借です。

整理番号34番、72ページから73ページをご覧ください。田3筆、2, 725㎡の賃貸借です。

整理番号35番、田2筆、3, 876㎡の賃貸借です。

整理番号36番、73ページから74ページをご覧ください。田2筆、2, 908㎡の賃貸借です。

整理番号37番、田2筆、980㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

尾山議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。これより議案第72号の審議に入ります。55ページの利用権設定整理番号13番の借受人は〇〇委員です。よって、農業委員会等にする法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いいたします。

(〇〇委員退席)

尾山議長 　それでは、ただ今から利用権設定整理番号13番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。利用権設定整理番号13番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

尾山議長 それでは、利用権設定整理番号13番を除く、議案第72号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

山下委員 議長。

尾山議長 山下委員。

山下委員 67ページの整理番号24番から整理番号36番、受人が宮崎県農業振興公社となっている農地中間管理事業についてですが、公社が借受けたあと、借りる人が決まっているのか、お聞きします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社が借受ける農地中間管理事業についてですが、議案として提出される時には、配分先の借受者は決まっています。今回、議案提出された案件につきましては、5月1日付けで県知事より認可を受けて、5月総会で利用配分計画の報告をいたしております。今月も報告第26号で借受者が記載された利用配分計画については、報告しているところでございます。以上です。

尾山議長 山下委員、よろしいですか。

山下委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第72号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第

72号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、議案第73号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第74号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第75号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第73号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。75ページをご覧ください。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所・氏名、立地基準について説明を省略させていただきます。76ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、108㎡を庭敷地として追認申請するものでございます。申請人から顛末書の提出がございました。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理します。

続きまして、議案第74号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。77ページをご覧ください。今月の許可申請件数は4件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。78ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田2筆、1,842㎡を宅地分譲用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年5月1日から8月31日までです。事業費につきましては、土地代金〇〇円、造成費〇〇円、給排水設備費〇〇円、舗装費〇〇円、諸経費〇〇円、計〇〇円を全額融資にて対応するとの事です。雨水による排水につきましては、隣接する西側市道側溝にて排水します。

整理番号2番、78ページから79ページをご覧ください。場所が大字〇〇、田4筆、2,313㎡を宅地分譲用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年5月1日から5月30日までです。事業費につきましては、土地代金〇〇円、造成費〇〇円、排水及び

水

舗装費〇〇円、給水設備費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金にて対応するとの事です。雨水による排水につきましては、隣接する南側市道側溝に排水します。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑2筆、389㎡を一般個人住宅として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年5月10日から7月31日までです。事業費につきましては、土地代金〇〇円、建築費〇〇円、諸経費〇〇円、計〇〇円を全額融資にて対応するとの事です。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、西側市道側溝に排水します。雨水なども同様に西側市道側溝に排水します。

整理番号4番、場所が大字〇〇、畑1筆、960㎡を農家住宅として申請するものです。権利関係は贈与です。譲受人と譲渡人の関係は義理の親子となります。工事期間は令和3年6月1日から令和4年4月30日までです。事業費につきましては、造成費〇〇円、住宅建築費〇〇円、倉庫建築費〇〇円、計〇〇円を全額融資にて対応するとの事です。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、北側市道側溝に排水します。雨水なども同様に北側市道側溝に排水します。なお、受人の職業が〇〇となっていますが、配偶者が兼業農家となります。

続きまして、議案第75号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。80ページをご覧ください。今月の証明願い件数は2件となります。申出人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。81ページをご覧ください。

今回の非農地証明願い2件につきましては、昨年7月の豪雨災害の被災地となります。2筆とも災害復旧事業の事業対象ではないことを確認しております。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、102㎡です。申請理由は原野です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、185㎡です。申請理由は

原野です。以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第73号から第75号については、3月26日、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員会から報告をお願いします。

田中第3小委員会副委員長 議長。

尾山議長 田中第3委員会副委員長。

田中第3小委員会副委員長 それでは、第3小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、3月26日に委員9名、事務局3名の計12名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第4条1件、農地法第5条4件、非農地証明願ひ2件、計7件です。それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第73号、農地法第4条、整理番号1番についてご説明いたします。申請人は令和元年ごろ、庭敷地を造成しましたが、転用の申請を失念しており、今回、追認申請を行うものです。場所は、〇〇地区でございます。〇〇から東に約200mのところに位置します。申請地の状況は、四方は宅地に囲まれております。周辺に農地は無い事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして議案第74号、農地法第5条、整理番号1番についてご説明いたします。譲受人は市内で不動産業を営んでいますが、今回、宅地分譲用地を造成したく適地を探してましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から北に約200mのところに位置します。申請地の状況は、周囲は東側が農道、西側が市道、南側が宅地、北側が宅地に囲まれています。周囲に農地は無い事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番についてご説明いたします。譲受人は市内で不動産業を営んでいますが、今回、宅地分譲用地を造成したく適地を探してましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得た

ので申請するものです。場所は、〇〇地区でございます。〇〇から東に約150mのところのところに位置します。申請地の状況は、周囲は東側が宅地と田、西側が宅地、南側が市道、北側が農道に囲まれています。東側に一部農地と接していますが、農地に影響の無いように被害防除対策をすることなので農地への影響はないと判断しました、その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号3番についてご説明いたします。譲受人は今回、一般個人住宅を建築したく、適地を探してましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から東に約200mのところのところに位置します。申請地の状況は、周囲は東側が農道、西側が市道、南側が宅地、北側が農道に囲まれています。周囲に農地は無い事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号4番についてご説明いたします。譲受人は今回、農家住宅を建築したく、申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から東北に約1キロのところのところに位置します。申請地の状況は、周囲は東側が市道、西側が宅地、南側が畑、北側が市道に囲まれています。南側に農地がございますが、日照に影響は無く、農地に影響のないように被害防除対策を取ることなので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした

続きまして、議案第75号非農地証明願整理番号1番についてご説明いたします。申請地は〇〇地区でございます。現況は原野となります。その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番についてご説明します。申請地は〇〇地区でございます。現況は原野となります。その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。

その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第3小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条申請1件、農地法第5条申請4件、非農地証明願い2件、計7件については、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまにご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条、農地法5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても、小委員長報告にありましており、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第73号から第75号の計7件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第3小委員会副委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第73号から第75号に対する第3小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第73号から第75号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第73号及び第74号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第75号は、お諮

りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時44分